基準、留意事項:指定地域密着型サービス

<参照元>

- ○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 ●指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密 着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施 上の留意事項について

令和元年(2019年)10月版

	サービス 種類コード	サービス種類	頁
		通則	
サー ビュ	76	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	2
	71	夜間対応型訪問介護	8
	78	地域密着型通所介護	10
	72	認知症対応型通所介護	20
ス型	73	小規模多機能型居宅介護	26
	77	看護小規模多機能型居宅介護	31

解釈基本単位の算定について〔老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号 第2の2(1)〕

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での 利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービス のうち、訪問介護費(通院等乗降介助に係るものを除く)、訪問看護費(連携型指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護を利用している場合を除く)及び夜間対応型訪問介護費(以下「訪問介護等」)は算定しない ものとする。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利 用開始時以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了後に提供され たサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとする。

イ(2)(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)、(2)訪問看護サービスを行う場合)については、指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、通院が困難な利 用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く)に対して、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護を行った場合(訪問看護サービスを行った場合に限る)に、利用者の要介護状態区分 に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合 は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。

【厚生労働大臣が定める疾病等】→利用者等告示・三十二 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、背髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋 ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)をいう)、 多系統萎縮症(綿条体異質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、 亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋委縮症、慢 性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

解釈注2 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)の取扱い [第2の2(3)]

「通院が困難な利用者」について

「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービ スを優先すべきということである。

訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は「通院が困難な利用者」に 対して算定することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での新が不可 欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護サービスの提供が必要と判断された場合は訪問看護 サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)を算定できるものである。

訪問看護指示の有効期間について

訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は、主治の医師の判断に基づ いて交付された指示書の有効期間内に訪問看護サービスを行った場合に算定する。

③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問業務は、その訪問が看護業務の一環としてのリルビリテ -ションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものである。

なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、看護業務の一部として提供するものであるた め、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定にかわわらず業とすることができるとされてい る診療の補助好意に限る。

末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて

末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となるも のであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1)は算定しない。なお 月途中から医療保険の給付の対象となる期間に応じて日割り計算を行うこととする。なお、医療機関の給 付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとする。

⑤ 居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護サ ービスが行われた場合の取扱い

居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外 の看護師等が訪問する場合については、所定単位数に100分の98を乗じて得た単位数を算定すること。 また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が 訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数を算定すること。

基準注4 通所利用減算

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護(以下「通所介護等」) を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用 1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

通所系サービス及び短期入所系サービスを利用した場合の取扱い〔第2の2(2)〕

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介 護若しくは認知症対応型通所介護(以下「通所系サービス」)又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養 介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合 に限る)、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小 規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合に限る)(以下「短期入所系サービス」)を利 用した場合の取扱いについては、次のとおりとする、

① 通所系サービス利用時

所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に注4に定める単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。

② 短期入所系サービス利用時

短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の 短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く)を減じた日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対 応型訪問介護看護費(I)又は(I)の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。

基準注5 同一建物減算

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」)に居住する利用者(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く)に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき900単位を所定単位数から減算する。

解釈 注 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の 建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同一の建物(同一敷地内建物等) に居住する利用者に対する取扱い[第2の2(4)]

- ① 同一敷地内建物等の定義 注5における「同一敷地内建物等」とは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。
- ② 当該減算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければ ならない場合
- ③ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
- ④ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義
 - イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
 - □ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

基準<mark>注 6 、7 、8 省</mark>略

基準注 9 緊急時訪問看護加算

イ(2)について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る)には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算する。

解釈|注9 緊急時訪問看護加算について〔第2の2(8)〕

- ① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に算定する。
- ② 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の 所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看 護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療 保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと
- ③ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- ④ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとする。

基準 注10 特別管理加算

イ(2)について、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ)に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特別管理加算(I) 500単位 (2) 特別管理加算(II) 250単位

解釈 注10 特別管理加算について〔第2の2(9)〕

- ① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を 選定する上で必要な情報として届け出させること。
- ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。
- ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。
- ④ 「真皮を越える褥瘡の状態」とはNPUAP (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) 分類Ⅲ 度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう
- ⑤ 「真皮を越える褥瘡の状態」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的(1週間に1回以上) に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死 組織、ポケット)を行い、褥瘡の発生部及び実施したケア(利用者の家族等に行う指導を含む)について 訪問看護サービス記録書に記録すること。
- ⑥ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上 行うことが必要である旨の指示を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に行った場合であって、かつ 当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。
- ⑦ ⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。
- ③ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診察を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。

<u>基準</u>注11 ターミナルケア加算

イ(2)について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十五

- イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて 訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
- 立 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及び その家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ハーターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

【厚生労働大臣が定める状態】→利用者等告示・三十五

次のいずれかに該当する状態

- イ 多発性硬化症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)をいう)、多系統萎縮症(綿条体異質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 区分支給限度基準額の算定対象外

解釈注11 ターミナルケア加算について〔第2の2(10)〕

- ① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする
- ② ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算(以下2〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護の規定〕において「ターミナルケア加算等」)は算定できないこと。
- ③ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問

看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。

- ④ ターミナルクアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。 ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対する炉の経過についての記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づく アセスメント及び対応の経過の記録

なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。

- ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。
- ⑥ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。

基準 注12

イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師(介護者人保健施設及び介護医療院の医師を除く)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、イ(1)に掲げる所定単位数を算定する。

解釈注12 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い〔第2の2(11)〕

利用者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護(I)は算定しない。

この場合においては日割り計算を行うこととし、日割り計算の方法については、当該月における、当該月の日数から当該医療保険の給付対象となる日数を減じた日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)の日割り単価に乗じて得た単位数と、当該医療保険の給付対象となる日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者以外の利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)の日割り単価に乗じて得た単位数とを合算した単位数を当該月の所定単位数とする。

なお、医療機関において実施する訪問看護の利用者について、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があって、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

基準注13

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護 看護費は、算定しない。

解釈 注13 通所系サービス及び短期入所系サービスを利用した場合の取扱い〔第2の2(2)〕

__ 注4を参照 ~

基準 注14

利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない。

基準ハー初期加算

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、 初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

<mark>基準</mark>ニ 退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ)を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、所定単位数を加算する。

解釈 退院時共同指導加算の取扱い〔第2の2(12)〕

① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回(厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第六号を参照)にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定すること。

なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。

② 2回の当該加算の算定が可能である利用者(①の厚生労働大臣が定める状態の者)に対して複数の定期

- 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが 退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつ算定も可能であること。
- ③ 複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。
- ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護 を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと(②の場合を除く)。
- ⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。

基準 ホ 総合マネジメント体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、1月につ き所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十六

次のいずれにも該当すること。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること
- □ 地域の病院、診療所、介護者人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報 提供を行っていること。

解釈|総合マネジメント体制強化加算について〔第2の2(13)〕

- ① 総合マネジメント体制強化加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものである。
- ② 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化 を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直し を行っていること。
 - □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとと もに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護者人保健施設その他の関係施設に対し、事業所におい て提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。

基準へ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位
- 1 (1)について、計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。
- 2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

解釈 生活機能向上連携加算について〔第2の2(14)〕

- ① 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について
 - イ 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものでなければならない。
 - ロイの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、指定訪問リルビリテーション事業所、指定通所リルビリテーション事業所又はリルビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下2〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護の規定〕)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下2において「理学療法士等」)が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又

は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス(指定居宅介護支援事等の事業の人員及び運営に関する基準に規定するサーピス担当者会議として開催されるものを除く)を行い、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機能アセスメント」)を行うものとする。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。

- ハ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げる その他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。
 - a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
 - b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標
 - c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
 - d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容
- 二 ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。
- ホ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期巡回 随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。

達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保持時間)」を設定。

- (1月目)訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。(2月目) ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う(3月目) ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う(訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う)。
- へ 本加算は口の評価に基づき、イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を越えて本加算を算定しようとする場合は、再度口の評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。
- ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。
- ② 生活機能向上連携加算(I)について
 - イ 生活機能向上連携加算(I)については、①ロ、へ及びトを除き①を適用する。本加算は、理学療法士等が自宅で訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものである。
 - a ①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。
 - b 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行うこと。 なお、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、aの助言の内容を記載すること。
 - c 本加算は、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性憎悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。
 - d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。 なお、 再度 a の助 言に基づき定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、 本加算の算定が可能である

71 夜間対応型訪問介護

基準 イ 夜間対応型訪問介護費 (Ⅰ)

別表 1 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき) 1,009単位

- 注 利用者に対して、オペレーションセンター(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準第5条第1項に規定するオペレーションセンターをいう)に通報できる端末機器を配布 し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。
- 別表2 定期巡回サービス費(1回につき) 378単位
 - 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
- 別表3 随時訪問サービス費(I)(1回につき) 576単位
 - 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
- 別表4 随時訪問サービス費(Ⅱ)(1回につき) 775単位
 - 注 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、 随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
 - イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
 - □ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ハ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
 - 二 その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合

解釈 2 人の訪問介護員等による夜間対応型訪問介護の取扱い等

[老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号 第2の2(1)]

2人の訪問介護員等による夜間対応型訪問介護について、随時訪問サービス費(Ⅱ)が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費にかかる単位数別表4の注イの場合としては、体重が重い利用者に排泄介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、注ハの場合としては、利用者の心身の状況等により異なるが、1つの目安としては1月以上定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない者からの通報を受けて随時訪問サービスを行う場合が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、随時訪問サービス費(Ⅱ)は算定されない。

解釈月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合〔第2の3(3)〕

- ① 夜間対応型訪問介護費(I)を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、基本夜間対応型訪問介護費に係る所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。
- ② 夜間対応型訪問介護費(I)を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

解釈|夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用〔第2の3(4)〕

- ① 夜間対応型訪問介護費(I)を算定する事業所を利用している者については、夜間対応型訪問介護費(I) における定期巡回サービス及び随時訪問サービスは出来高による算定であることから、他の訪問介護事業 所のサービスを利用していた場合でも、当該夜間対応型訪問介護事業所における定期巡回サービス費又は 随時訪問サービス費及び他の訪問介護事業所における訪問介護費の算定をともに行うことが可能である。
- ② 夜間対応型訪問介護費(II)を算定する事業所においては、定期巡回サービスを含めて1月当たりの包括報酬であることから、当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間において他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を算定することはできない

基準 注 1 夜間対応型訪問介護費

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。

【厚生労働大臣が定める施設基準】→施設基準・二十七

- イ 夜間対応型訪問介護費(I) オペレーションセンターを設置していること。
- ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、(Ⅰ)に代えて(Ⅱ)を算定することができる。

解釈注1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)と(Ⅱ)の算定〔第2の3(1)〕

夜間対応型訪問介護費(I)は、ホパレーションセンターサービスに相当する部分のみを基本夜間対応型訪問介護費として1月当たりの定額とする一方、定期巡回サービス及び随時訪問サービスについては出来高としているものである基本夜間対応型訪問介護費については、夜間対応型訪問介護を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができる。また、定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容等にかかわらず、1回の訪問ごとに所定の単位数を算定することとなる。一方、夜間対応型訪問介護費(I)は、定期巡回サービス、オパレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して1月当たりの定額としたものである。

オペレーションセンターを設置しない事業所については夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定することとなり 設置する事業所については夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)又は(Ⅱ)を選択することができることとしている。

基準注2 24時間通報対応加算

一 イ(夜間対応型訪問介護費(Ⅰ))について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う

71 夜間対応型訪問介護

場合は、24時間通報対応加算として、1月につき610単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四十九

- イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。
- 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。
- ハ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。
- 二 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。

解釈|注2 24時間通報対応加算について〔第2の3(6)〕

- ① 本加算は、指定地域密着型サービス基準に規定するオペレーションセンターサービスを日中(8時から18時までの時間帯を含む、当該事業所の営業時間以外の時間帯をいう)において行う場合、所定単位数を算定するものである
- ② なお、本加算は、夜間対応型訪問介護を利用している者であって、日中においてもオペレーションセンターサービスの利用を希望する者について算定するものとする。
- ③ 本加算を算定する夜間対応型訪問介護事業所は、利用者からの通報を受け、オペレーターが訪問が必要であると判断した場合は、訪問介護事業所に情報提供を行うこととする。当該情報提供を受けた訪問介護事業所は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表1のイ、ロ及びハの注14に規定する「当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合」の取扱いに従い、必要な訪問介護を行うこと。したがって、利用者は、夜間対応型訪問介護事業所と連携体制をとっている訪問介護事業所(複数の事業所と連携体制をとっている場合にあってはその全ての事業所)と事前にサービスの利用に係る契約を締結しておく必要があるものである。
- ④ 本加算を算定する夜間対応型訪問介護事業所は、緊急の訪問が必要と判断される場合において、対応が可能となるよう、訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握しておく必要がある。なお、この場合の訪問介護事業所については、複数でも差し支えなく、また、同一法人の経営する事業所でも差し支えない。
- ⑤ 本加算対象となる利用者については、夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中の同居家族等の状況 及び在宅サービスの利用状況等を新たに把握すること。
- ⑥ オペレーションセンターにおいては、利用者からの通報について、対応日時、通報内容、具体的対応に ついて記録すること。

基準 注3 同一建物減算

指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という)に居住する利用者(指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く)又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、口については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を

解釈注3 夜間対応型訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物(同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い〔第2の3(5)〕

- ① 同一敷地内建物等の定義 注3における「同一敷地内建物等」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護と同様であるので、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者の取扱いを参照。
- ② 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の定義
 - イ 「当該指定夜間対応型訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、 ①に該当するもの以外の建物を指すものである。
 - 口 この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- ③ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義
 - イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
 - 口 この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- ④ 夜間対応型訪問介護費(I)における基本夜間対応型訪問介護費については、本減算の摘要を受けないこと

基準注4

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。

基準注5 省略

解釈療養通所介護費について〔第2の3の2(21)〕

- 利用者について 療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供する に当たり常時看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん 末期の利用者を想定している。
- ② サービス提供時間について 療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用すること となっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状 態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要 である。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を 確認するまでをも含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間をあわせてサービス提供時間とする。
- サービス提供について 療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作 成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、主治の医師による医療保険 のサービスや訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者 等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行うこと。
- 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

基準 注 1 所要時間による区分の取扱い

イ(地域密着型通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市 町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合に、利用 者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の 指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用 者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基 準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

所要時間による区分の取扱い〔第2の3の2(1)〕

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内 容の地域密着型通所介護を行うための標準的な時間によることとされているところであり、単に、当日のサ ービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を越えて事業所にいる場合は、 地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合 は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること(このような家族等 の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない)。 また、ここでいう地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであ るが、送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間 は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する 時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、 1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(2級課程修了者を含む)、介護職員、機能訓練指導員又は 当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等 においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合 これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護 計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差 し支えない。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通 所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定 地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位 数が算定されること。

基準注2 療養通所介護費

口(療養通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長 に届け出た指定療養通所介護事業所において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る)について、指 定療養通所介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定 療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は 看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が 定めるところにより算定する。

【厚生労働大臣が定める者】→利用者等告示・三十五の二

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による 観察を必要とするもの

基準 注3 短時間

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密 着型通所介護を行う場合は、イ(2)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 【厚生労働大臣が定める基準に適合する者】→利用者等告示・三十五の三

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

解釈注3 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い〔第2の3の2(2)〕

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間の サービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間に結びつけていく必要がある者など 利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者(利用者等告示第三十五号の三)であ

ること。なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものである。

<mark>基準</mark>注4 延長サービス

イ(地域密着型通所介護費)について、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 9時間以上10時間未満の場合 50単位

□ 10時間以上11時間未満の場合 100単位

ハ 11時間以上12時間未満の場合 150単位 ニ 12時間以上13時間未満の場合 200単位

ホ 13時間以上14時間未満の場合 250単位

解釈 注4 8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合 の加算の取扱い〔第2の3の2(3)〕

延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合
- ② 9時間の地域密着型通所介護に前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定される。

また、当該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

③ 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間-9時間)の延長サービスとして200単位が加算される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の授業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には算定することはできない。

<mark>基準</mark>注 5

イ(地域密着型通所介護費)について、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業者(障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 設備及び運営に関する基準(「指定障害福祉サービス等基準」という)に規定する指定生活介護事業者をい う)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の 93に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者 (指定障害福祉サービス等基準に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう)又は指定自立訓練(生 活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう)が当該 事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当 する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下この注において「指定通所支援基準」という) に規定する指定児童発達支援事業所をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法に規定する重症心身障害 児をいう)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準に規定する指定児童発達支援を いう)を提供する事業者を除く)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合 は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定 放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主と して重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準に規定する指 定放課後等デイサービスをいう)を提供する事業者を除く)が当該事業を行う事業所において共生型地域密 着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

基準 注 6 生活相談員配置等加算

イ(地域密着型通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

解釈注6 生活相談員配置等加算について [第2の3の2(5)]

① 生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士等)は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定生活介護事業所等」)に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。

なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算 定対象となる。

② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや保育園等との交流会など)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の配置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランテ

ィアの受入や活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関りを持つためのものとするよう努めること。

③ なお、当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること。

<mark>基準</mark>注7 ~省略~

基準注8 入浴介助加算

イ(地域密着型通所介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

解釈注8 入浴介助加算について〔第2の3の2(7)〕

地域密着型通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

基準 注9 中重度者ケア体制加算

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十一の二

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定地域密着型サービス基準に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確 保していること。
- 口 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。
- ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護 職員を1名以上配置していること。

解釈|注9 中重度者ケア体制加算について〔第2の3の2(8)〕

- ① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数についてはサービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。
- ② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数に含めない。
- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。
- イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所も含む)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。
- ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。
- ④ 看護職員は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。
- ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、注13 の認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに認知症加算も算定できる
- ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっても、中重度の要介護者であっても社会性の維持を 図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。

基準 注10 生活機能向上連携加算

一イ(地域密着型通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・十五の二

イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした 半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は

医師(以下「理学療法士等」)が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、 当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導 員等」)と共同してアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができる ように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう)、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能 訓練計画の作成を行っていること。

- 回 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価 し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じ て訓練内容の見直し等を行っていること。

解釈|注10 生活機能向上連携加算について〔第2の3の2(9)〕

- ① 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」)が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)と共同してアセスメント、利用者の心身の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うことこの場合「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護者人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。
- ② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと
- ③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- ④ 個別機能訓練計画の進捗状況について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- ⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ⑥ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所 の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

<mark>基準</mark>注11 個別機能訓練加算

イ(地域密着型通所介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 個別機能訓練加算(I) 46単位
- □ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 56単位

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十一の三

イ 個別機能訓練加算(I)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)(以下「理学療法士等」)を1名以上配置していること。
- (2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- (3) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
- □ 個別機能訓練加算(Ⅱ)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。
- (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- (3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (4) イ(4)に掲げる基準に適合すること。

解釈|注11 個別機能訓練加算について〔第2の3の2(10)〕

- ① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マーッサジ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)(以下「理学療法士等」)が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」)について算定する。
- ② 個別機能訓練加算(I)に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定地域密着型通所介護の単位の利用者に対して行うものであること。この場合において、例えば1週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。(個別機能訓練加算(I)の要件に該当している場合は、その算定対象となる。)ただし、個別機能訓練加算(I)の対象となる理学療法士等が配置されている曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ③ 個別機能訓練加算(I)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活 意欲が増進されるよう利用者の選択を援助し、利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動する ことで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となる。また、機能訓練指導員等は 利用者の心身の状態を勘案し、項目の選択について必要な援助を行わなければならない。
- ④ 個別機能訓練加算(II)に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、地域密着型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- ⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく 残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。
 - 具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。
- ⑦ ⑥の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。
- ⑧ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。
 - また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、おおむね週1回以上実施することを目安とする。
- ⑨ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADL又はIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ⑩ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- ⑪ 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る訓練を実施

した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算(II)を算定できるが、この場合にあっては、個別機能訓練加算(II)に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算(II)に係る機能訓練指導員の配置が必要である。またて従事することはできず、別に個別機能訓練加算(II)に係る機能訓練指導員の配置が必要である。また個別機能訓練加算(II)は身体機能への働きかけを中心に行うものであるが、個別機能訓練加算(II)は心身機能への働きかけだけでなく、ADL(食事、排泄、入浴等)やIADL(調理、洗濯、掃除等)などの活動への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある。なお、それぞれの加算の目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については、別に通知〔「通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」〕するところによるものとする。

基準注12 ADL維持等加算

イ(地域密着型通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(I) 3単位

□ ADL維持等加算(II) 6単位

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・十六の二

イ ADL維持等加算(I)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 利用者(当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間((2)において「評価対象利用期間」)において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ)の総数が20人以上であること。
- (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」)において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の15以上であること。
- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定又は要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合が100分の15以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値(以下この号において「ADL値」)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者((5)において「提出者」)の占める割合が100分の90以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値(以下「ADL利得」)が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする)の利用者については、次の(一)から(三)までに掲げる利用者の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める値を合計して得た値が零以上であること。
 - (一) ADL利得がOより大きい利用者 1
 - (二) ADL利得が〇の利用者 〇
 - (三) ADL 利得がO未満の利用者 マイナス1

□ ADL維持等加算(Ⅱ)

次のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(5)までの基準に適合するものであること。
- (2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出していること。

【厚生労働大臣が定める期間】→利用者等告示・三十五の四の二

ADL維持等加算を算定する年度の初日に属する年の前年の1月から12月までの期間

解釈注12 ADL維持等加算について〔第2の3の2(11)〕

- ① ADLの評価は、Barthel Indexを用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第十六号の二イ(4)におけるADL値の提出は、サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行う。
- ③ 大臣基準告示第十六号の二口(2)におけるADL値の提出は、ADL維持等加算(Ⅱ)の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際に大臣基準告示第十六号の二イ(4)によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。
- ④ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからいまで を満たしている場合に算定できることとする。
 - イ 大臣基準告示第十六号の二イ(1)から(3)までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。
 - ロ 同号イ(4)の基準(厚生労働大臣への提出を除く)を満たすことを示す書類を保存していること。
 - ハ 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イ(5)の基準を満たす

ことを示す書類を保存していること。

- ⑤ 平成31年度以降に加算を算定する場合であって、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの間に、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注12に掲げる基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から同年12月までの期間を評価対象期間とする。
- ⑥ 提出されたデータについては、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

基準 注13 認知症加算

一イ(地域密着型通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし注5を算定している場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十一の四

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定地域密着型サービス基準に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確 保していること。
- 口 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。
- ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知 症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を 修了した者を1名以上配置していること。

【厚生労働大臣が定める利用者】→利用者等告示・三十五の五

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

解釈|注13 認知症加算について〔第2の3の2(12)〕

- ① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、(8)①を参照のこと。
- ② 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。
- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、(8)③を参照のこと。
- ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び 「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」を指す ものとする。
- ⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする
- ⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指すものとする。
- ⑦ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者は、指定地 域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。
- ⑧ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、注9の中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。
- ③ 認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。

基準 注14 若年性認知症利用者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ)に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定し定しない。

【厚生労働大臣が定める利用者】→利用者等告示・十八

受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。

解釈注14 若年性認知症利用者受入加算について〔第2の3の2(13)〕

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

基準 注15 栄養改善加算

イ(地域密着型通所介護費)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただ

- し、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- □ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種種の者(以下この注において「管理栄養士等」という)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

解釈|注15 栄養改善加算について〔第2の3の2(14)〕

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイから木のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。
 - イ BM I が18.5未満である者
 - ロ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する 基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
 - ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - 二 食事摂取量が不良(75%以下)である者
 - ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、前記イから木のいずれかの項目に該当するかどうか、適 宜確認されたい。

- 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- 生活機能の低下の問題
- ・ 褥瘡に関する問題
- 食欲の低下の問題
- 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。))
- ・ 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」 に該当する者などを含む。)
- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。
 - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
 - □ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、 栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という)を行い、管理栄養士、看護 職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する 内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を 作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族 に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容 を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えること ができるものとすること。
 - ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
 - 二 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重 を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の 医師に対して情報提供すること。
 - ホ 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する第3条の18に規定するサービスの提供の記録においいて利用者ごとの栄養が計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること
- ⑤ おおむね3月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

<mark>基準</mark>注16 栄養スクーリング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せ

1 単位単価 10. 14円

ず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが 終了した日の属する月は、算定しない。

解釈 注16 栄養改善加算について〔第2の3の2(15〕

- ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイから二に関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。
 - イ BM I が18.5未満である者
 - □ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する 基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
 - ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - 二 食事摂取量が不良(75%以下)である者
- ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの 提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

基準注17 口腔機能向上加算

イ(地域密着型通所介護費)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- □ 利用者の□腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員 その他の職種の者が共同して、利用者ごとの□腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

解釈|注17 口腔機能向上加算について〔第2の3の2(16)〕

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。
 - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
 - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次のイ又は口のいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。
 - イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
 - □ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の□腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合
- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイから木までに掲げる手順を経てなされる。
 - イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
 - □ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの□腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した□腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した□腔機能改善管理指導計画については、□腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、□腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって□腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。
 - ハ ロ腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに 当該計画を修正すること。
 - 二 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごと に口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医 師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。

- ホ 指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機 能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を 定期的に記録する必要はないものとすること。
- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又は口のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待でき ると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
 - イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者
 - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能げ低下するおそれのある者

基準注18 個別送迎体制強化加算

口(療養通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による送迎を行った場合は、個別送迎体制強化加算として、1日につき210単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十一の五

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定地域密着型通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
- ロ 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

|解釈||注18 個別送迎体制強化加算について〔第2の3の2(21)⑤]

個別送迎体制強化加算は、療養通所介護計画上、個別送迎の提供が位置づけられている場合であっても、 利用者側の事情により、個別送迎をしなかった場合については算定できない。

基準 注19 入浴介助体制強化加算

口(療養通所介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による入浴介助を行った場合は、入浴介助体制強化加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十一の六

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
- ロ 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

解釈注19 入浴介助体制強化加算について〔第2の3の2(21)⑥〕

入浴介助体制強化加算は、療養通所介護計画上、入浴介助の提供が位置づけられている場合であっても、 利用者側の事情により、入浴介助を実施しなかった場合については算定できない。

基準 注20

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は、算定しない。

基準注21 同一建物減算

指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合はこの限りでない。

解釈 注21 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護 を行う場合について〔第2の3の2(17)〕

① 同一建物の定義 注21における「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上 又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所 介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の 建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

基準 注22 送迎減算

利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。_______

解釈|注22 | 送迎を行わない場合の減算について〔第2の3の2(18)〕

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注16〔注22〕の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

解釈所要時間による区分の取扱い〔第2の4(1)〕

3の2(1)を準用する。

所要時間による区分の取扱い〔第2の3の2(1)〕

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内 容の地域密着型通所介護を行うための標準的な時間によることとされているところであり、単に、当日のサ ービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を越えて事業所にいる場合は、 地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合 は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること(このような家族等 の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない)。 また、ここでいう地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであ るが、送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間 は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する 時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、 1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(2級課程修了者を含む)、介護職員、機能訓練指導員又は 当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等 においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合 これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護 計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差 し支えない。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通 所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定 地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位 数が算定されること。

<mark>基準</mark>注 1

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介 護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間 ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する 標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員 数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

基準注2 短時間

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症 対応型通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(二)若しくは(2)(二)又は口(2)の 所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

【厚生労働大臣が定める基準に適合する者】→利用者等告示・三十六

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い〔第2の4(2)〕 解釈注2

3の2(2)を準用する。

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い〔第2の3の2(2)〕

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間の サービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間に結びつけていく必要がある者など 利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者(利用者等告示第三十五号の三)であ ること。なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的 に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のた め、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものである。

延長サービス

日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行 った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上 の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護 の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」)が9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- 9時間以上10時間未満の場合 50単位
- □ 10時間以上11時間未満の場合 100単位
- 11時間以上12時間未満の場合 150単位
- 12時間以上13時間未満の場合 200単位
- 13時間以上14時間未満の場合 250単位

解釈注3 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合 の加算の取扱い〔第2の4(3)〕

3の2(3)を準用する。

8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合 の加算の取扱い〔第2の3の2(3)〕

延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を 行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合
- ② 9時間の地域密着型通所介護に前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定される。

また、当該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

③ 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所 介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間-9時間)の延長サービスとし て200単位が加算される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の授業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には算定することはできない。

基準 注 4 入浴介助加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を 行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→利用者等告示・三十七

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

解釈|注4 入浴介助加算について〔第2の4(6)〕

3の2(7)を準用する。

入浴介助加算について〔第2の3の2(7)〕

地域密着型通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

基準注5 生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護 事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・十五の二

- イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」)が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)と共同してアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう)、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- □ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価 し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じ て訓練内容の見直し等を行っていること。

解釈 注5 生活機能向上連携加算について〔第2の4(4)〕

3の2(9)を準用する。

生活機能向上連携加算について [第2の3の2(9)]

- ① 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」)が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)と共同してアセスメント、利用者の心身の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うことこの場合「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護者人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。
- ② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り

具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護 計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする こと。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと

- ③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- ④ 個別機能訓練計画の進捗状況について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定地域密着型通所介護 事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対 して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練 内容の見直し等を行うこと。
- ⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ⑥ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所 の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

基準注6 個別機能訓練加算

指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)(以下「理学療法士等」)を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

解釈注6 個別機能訓練加算について〔第2の4(5)〕

- ① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マーッサ ジ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所でら 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)(以下「理学療法士等」)が個別機能訓練計画に 基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」)について算定する。
- ② 個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象をなる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務い従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、認知症対応型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。
- ⑤ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事 業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

基準 注7 若年性認知症利用者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、 指定認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所 定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める利用者】→利用者等告示・十八

受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。

解釈注7 若年性認知症利用者受入加算について〔第2の4(7)〕

3の2(13)を準用する。

若年性認知症利用者受入加算について〔第2の3の2(13)〕

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

基準注8 栄養改善加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又は そのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期

1 単位単価 10. 17円

間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- □ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥えん下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共 用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

解釈|注8 栄養改善加算について〔第2の4(8)〕

3の2(14)を準用する。

栄養改善加算について〔第2の3の2(14)〕

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環 として行われることに留意すること。
- ② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。
 - イ BMIが18.5未満である者
 - □ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する 基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
 - ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - 二 食事摂取量が不良(75%以下)である者
 - ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、前記イから木のいずれかの項目に該当するかどうか、適 宜確認されたい。

- 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- 生活機能の低下の問題
- 褥瘡に関する問題
- 食欲の低下の問題
- 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。))
- 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」 に該当する者などを含む。)
- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイから木までに掲げる手順を経てなされる。
 - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
 - □ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、 栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という)を行い、管理栄養士、看護 職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する 内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を 作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族 に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容 を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えること ができるものとすること。
 - ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
 - 二 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重 を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の 医師に対して情報提供すること。
 - ホ 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する第3条の18に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。
- ⑤ おおむね3月ごとの評価の結果、③のイから木までのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

基準 注9 栄養スクーリング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

解釈|注9 栄養スクーリング加算について〔第2の4(9)〕

3の2(15)を準用する。

栄養スクーリング加算について〔第2の3の2(15〕

- ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイから二に関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。
 - イ BMIが18.5未満である者
 - □ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する 基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
 - ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - 二 食事摂取量が不良(75%以下)である者
- ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの 提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

基準注10 口腔機能向上加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥えん下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔くう機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- □ 利用者の□腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員 その他の職種の者が共同して、利用者ごとの□腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所である こと。

解釈|注10 口腔機能向上加算について〔第2の4(10)〕

3の2(16)を準用する。

口腔機能向上加算について〔第2の3の2(16)〕

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。
 - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当 する者
 - □ 基本チェックリストの□腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」 に該当する者
 - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次のイ又は口のいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。
 - イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
 - □ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保 険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない 場合
- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。

- イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
- □ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。
- ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに 当該計画を修正すること。
- 二 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。
- ホ 指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機 能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を 定期的に記録する必要はないものとすること。
- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又は口のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待でき ると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
 - イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者
 - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能げ低下するおそれのある者

基準 注11

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、認知症対応型通所介護費は、算定しない。

基準注12 同一建物減算

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合はこの限りでない。

解釈 注12 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護 を行う場合について〔第2の4(11)〕

3の2(17)を準用する。

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行う場合について〔第2の3の2(17)〕

① 同一建物の定義

注21における「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

基準 注13 送迎減算

利用者に対して、その居宅と単独型・併設型認知症対応型通所介護事業所又は共用型認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

解釈|注13 送迎を行わない場合の減算について〔第2の4(12)〕

3の2(18)を準用する。

送迎を行わない場合の減算について〔第2の3の2(18)〕

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注16〔注22〕の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

基準 注 1

イ(1)(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く)について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

<u>基準</u>注 2

イ(2)(同一建物に居住する者に対して行う場合)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

<u>解釈</u>注1、2 小規模多機能型居宅介護費の算定について〔第2の5(1)〕

① 小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間(登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで)に対応した単位数を算定することとする。また、月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとする。

これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

② 「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物(養護者人ホーム、軽費者人ホーム、有料者人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しないまた、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

基準注3

口(短期利用居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十四

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定 員未満であること。
- □ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを 得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。
- 二 指定地域密着型サービス基準第63条に定める従業者の員数を置いていること。
- ホ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護費の注4〔サービス提供が過少である場合の減算〕を算定していないこと。

解釈|注3 短期利用居宅介護費について〔第2の5(2)〕

- ① 短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準第五十四号に規定する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所において算定できるものである。
- ② 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。

(短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式)

当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員-当該事業所の登録者の数)÷当該事業所の登録 定員(小数点第1位以下四捨五入)

例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、9×(25-20)÷25=1.8となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。

基準 注 4

イ(小規模多機能型居宅介護費)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

解釈注4 サービス提供が過少である場合の減算について〔第2の5(3)〕

「登録者1人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提 供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずること によって算定するものとする。

なお、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を併せて受け、かつ、小規模多機能型居宅介護の 事業と介護予防小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあ っては、当該事業所における小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提 供回数を合算し、また、小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護のそれぞれの登録者 数を合算して計算を行うこと。

通いサービス

1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。

訪問サービス

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービ スは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問 サービスの回数に含めて差し支えない。

ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊 サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。

- 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の 翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとすること。登録者が入院した場合の入 院日(入院初日及び退院日を除く)についても同様の取扱いとする。
- 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所の対し適切なサービスの 提供を指導するものとする。

基準注5

登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービス を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

基準注6

登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を受けている間 は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能 型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

基準ハー初期加算

イ(小規模多機能型居宅介護費)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算 して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病 院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

基準二 認知症加算

- 認知症加算(I) 800単位 (1)
- 500単位 (2) 認知症加算(Ⅱ)
- イ(小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機 能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める登録者】→利用者等告示・三十八

認知症加算(I)

日常生活に支障を来すおそれのある病状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 認知症加算(Ⅱ)

要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知 症のもの

解釈認知症加算について〔第2の5(4)〕

- 「日常生活に支障を来すおそれのある病状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」 とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとする。
- 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡに 該当する者を指すものとする。

基<mark>準</mark> 市 若年性認知症利用者受入加算

イ(小規模多機能型居宅介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能 型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、二を算定している場合は、算定しない

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・十八

受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当 者を定めていること。

解釈|若年性認知症利用者受入加算について〔第2の5(5)〕

3の2(13)を準用する。

|若年性認知症利用者受入加算について〔第3の2(13)〕

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズ に応じたサービス提供を行うこと。

基準へ 看護職員配置加算

一イ(小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護職員配置加算(I) 900単位
- (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) 700単位
- (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) 480単位

【厚生労働大臣が定める施設基準】→施設基準・二十九

- イ 看護職員配置加算(])
 - (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。
 - (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- □ 看護職員配置加算(Ⅱ)
 - (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。
 - (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- ハ 看護職員配置加算(Ⅲ)
 - (1) 看護職員は常勤換算方法で1名以上配置していること。
 - (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

基準ト 看取り連携体制加算

イ(小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき64単位を死亡月に加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算(I)を算定していない場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める施設基準】→施設基準・三十

- イ 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。
- 回 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の 内容を説明し、同意を得ていること。

【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】→利用者等告示・三十九

次のいずれにも適合する利用者

- イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であること。
- □ 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む)であること

解釈看取り連携体制加算について〔第2の5(6)〕

① 看取り連携体制加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイク ルにより構築かつ強化していくこととし、利用者等告示第三十九号に定める基準に適合する登録者が死亡 した場合に、死亡日を含めて30日を上限として、小規模多機能型居宅介護事業所において行った看取り 期における取組を評価するものである。

なお、登録者の自宅で介護を受ける場合又は小規模多機能型居宅介護事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能である。

また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該小規模多機能型居宅介護においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。(したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできない)

- ② 「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても小規模多機能型居宅介護事業所から連絡ができ、必要な場合には小規模多機能型居宅介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものである。
- ③ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととする。
 - ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方
 - イ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時に対応を含む)
 - ウ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法
 - エ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式
 - オ その他職員の具体的対応
- ④ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行う。
- ⑤ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のために情報共有を行うこと。
 - ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録

- イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を確認し、それに基づく アセスメント及び対応の経過の記録
- ⑥ 登録者の看取りに関する理解を支援するため、登録者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等 その他の登録者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、登録者等に理解しや すい資料を作成し、代替することは差し支えない。
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護事業所から医療機関に入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、登録者側にとっては、小規模多機能型居宅介護の登録を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所は、入院の後も、継続して登録者の家族や入院さあ企の医療機関等との 継続的な関りを持つことが必要である。
 - なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに 当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要である。
- ⑨ 本人またはその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録に その説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。
 - また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、 医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内 容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている場合には、看取り連 携体制加算の算定は可能である。
 - この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要である。
 - なお、家族の利用者の看取りについてともに考えることが極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。
- ⑩ 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意することが必要である。

基準チ 訪問体制強化加算

イ(小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指 定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数 を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十五

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配 置していること。
- □ 算定日が属する月における提供回数において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けたものに限る)を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。

|解釈||訪問体制強化加算について〔第2の5(7)〕|

- ① 訪問体制強化加算は、訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録しておくこと。
- ② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。
- ③ 「訪問サービスの提供回数」は、暦月ごとに、暦月ごとに、5(3)①ロと同様の方法に従って算定する ものとする。
 - なお、本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護 の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)を併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における登録者のうち同一建物居住者以外の者(「小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者」をいう)の占める割合が100分の50以上であって、かつ、①から③の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし、③については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。

基準 リ 総合マネジメント体制強化加算

イ(小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管 理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・五十六

次のいずれにも該当すること。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准 看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。
- □ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

解釈総合マネジメント体制強化加算について〔第2の5(8)〕

- ① 総合マネジメント体制強化加算は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた 地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために 介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関 係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。
- ② 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
 - イ 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、 介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。
 - □ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。 (地域の行事や活動の例)
 - 登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応
 - 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起こし、地域住民 や市町村等とともに解決する取組(行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加 町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等)
 - 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組(登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等)

基準 ヌ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1 ○ 単位
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位
- 1 (1)について、介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション 事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多 機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能 型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。
- 2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)をを算定している場合は、算定しない。

解釈 生活機能向上連携加算について〔第2の5(10)〕

2の2(14)を準用する。

基準 ル 栄養スクリーニング加算

イ(小規模多機能型居宅介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

解釈 栄養スクリーニング加算について〔第2の5(9)〕

3の2(15)を準用する。

基準 注 1

イ(1)(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く)について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

<mark>基準</mark>注 2

イ(2)(同一建物に居住する者に対して行う場合)については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

解釈注1、2 基本報酬の算定について〔第2の9(1)〕

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(1)を参照すること。

基準注3

口(短期利用居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・七十四

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の登録定員未満であること。
- □ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを 得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。
- 二 指定地域密着型サービス基準第171条に定める従業者の員数を置いていること。
- ホ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が複合型サービス費の注4〔サービス提供が過少である場合の減算〕を算定していないこと。

解釈注3 短期利用居宅介護費について〔第2の9(2)〕

短期利用居宅介護費については、小規模多機能型居宅介護と同様であるため、5(2)を準用する。この場合において、5(2)中「第五十四号」とあるのは「第七十四号」と読み替えるものとする。

基<mark>準</mark>注 4

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

解釈|注4 サービス提供が過少である場合の減算について〔第2の9(3)〕

- ① 「登録者1人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからいまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。
 - イ 通いサービス
 - 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。
 - ロ 訪問サービス
 - 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。
 - ハ 宿泊サービス
 - 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊 サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。
- ② 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとすること。登録者が入院した場合の入院日(入院初日及び退院日を除く)についても同様の取扱いとする。
- ③ 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所の対し適切なサービスの提供を指導するものとする。

基準注 5

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は 当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注9における届出をしている 場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単 位数を算定する。

基準 注 6 省略

基準 注 7

登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は 複合型サービス費は、算定しない。

<mark>基準</mark>注8

登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受け ている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が 指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、複合型サービス費は、算定しない。

基準注9

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものと して市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要 介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4で ある者については1月につき1850単位を、要介護5である者については1月につき2914単位を所定 単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・七十五

次のいずれにも適合すること。

- 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者(複合 型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く)に総数のうち、主治の医師の指示に基づく 看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
- 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数 のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
- ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数 のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。

基準 注10

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする 者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う 必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者について は1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1850単位を、要介護5である者に ついては1月につき2914単位を所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める疾病等】→利用者等告示・五十一 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋 シズトロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン 病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、 オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソ ゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、 後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

基準 注11

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする 者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)が、当該者が急性増悪等により一時的に 頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要 介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1 日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数か ら減算する。

解釈|注10、11 看護サービスの指示の有効期間について〔第2の9(6)〕

看護サービスは主治の医師による指示若しくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間 内に行われるものであること。

解釈注10、11 医療保険の訪問看護を行う場合の減算について〔第2の9(7)〕

- 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等(利用者告示〔第五十一号において準用する〕第四 号を参照のこと)の患者について、医療保険の給付の対象となる訪問看護を行う場合には、所定単位数か
- 前記①の場合、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外と なる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて単位数を減算する。なお、医療保険の給付の対 象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとする。
- 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交 付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の訪問看護の給付対象となるものであり 当該月における当該特別指示の日数に応じて減算する。
- 前記③の場合の医療機関における特別指示については、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等につ いては、診療録に記載しなければならない。

基準ハの初期加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日 から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を 超える病院又は診療所への入院後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様と する。

基準二 認知症加算

(1) 認知症加算(I) 800単位

(2) 認知症加算(Ⅱ) 500単位

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める登録者】→利用者等告示・五十二

イ 認知症加算(I)

日常生活に支障を来すおそれのある病状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

□ 認知症加算(Ⅱ)

要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの

解釈認知症加算について〔第2の9(9)〕

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(4)を参照すること。

基準 ホ 若年性認知症利用者受入加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、二を算定している場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・十八

受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。

解釈 若年性認知症利用者受入加算について〔第2の5(5)〕

3の2(13)を準用する。

基準へ 栄養スクリーニング加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

解釈 栄養スクリーニング加算について〔第2の9(11)〕

3の2(15)を準用する。

基準 ト 退院時共同指導加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス(利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準に規定する看護サービス(以下「看護サービス」)という)を行った場合に、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう)については2回)に限り、所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める状態】→利用者等告示・五十三

次のいずれかに該当する状態

- イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けて いる状態又は気管カニューレ若しくは留意カテーテルを使用している状態
- □ 医科診療報酬点数表に掲げる自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼 痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 二 真皮を越える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

解釈退院時共同指導加算の取扱い〔第2の9(12)〕

一定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(12)を参照すること。この場合、「訪問看護サービス記録書」は「看護小規模多機能型居宅介護記録書」とすること。

基準チ 緊急時訪問看護加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る)には、1月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・七十六

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

解釈緊急時訪問看護加算について〔第2の9(13)〕

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(8)を参照すること。

基準 リ 特別管理加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護)については、指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る)の実施する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特別管理加算(I) 500単位 (2) 特別管理加算(II) 250単位

【厚生労働大臣が定める区分】→利用者等告示・五十四

特別管理加算(I) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに規定する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合

特別管理加算(II) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、二又はホに規定する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合

解釈特別管理加算について〔第2の9(14)〕

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(9)を参照すること。この場合、「訪問看護サービス記録書」は「看護小規模多機能型居宅介護記録書」とし、「訪問看護サービス」は「看護サービス」とすること。

基準 ヌーミナルケア加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護)については、在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡 した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14 日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に訪問看護 を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外で死亡した場合を含む)は、当該利用者の 死亡月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・七十七

イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて 訪問看護を行うことができる体制を整備していること。

立 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。

ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

【厚生労働大臣が定める状態】→利用者等告示・五十五

次のいずれかに該当する状態

イ 多発性硬化症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)をいう)、多系統萎縮症(綿条体異質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

<mark>解釈</mark>ターミナルケア加算について〔第2の9(15)〕

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(10)を参照すること。この場合、2(10)①中「在宅」とあるのは「在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所」と、「訪問看護サービス記録書」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護記録書」とすること。

基準ル 看護体制強化加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 看護体制強化加算(I) 3000単位 (2) 看護体制強化加算(II) 2500単位

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・七十八

イ 看護体制強化加算(I)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。

- (3) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。
- (4) 算定日が属する月の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。
- (5) 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。

□ 看護体制強化加算(Ⅱ)

イ(1)から(3)までのすべてに適合すること。

解釈 看護体制強化加算について〔第2の9(16)〕

- ① 看護体制強化加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅 での支援に取り組む指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実績を評価するものである。
- ② 看護体制強化加算を算定するに当たっては、9(5)を準用すること。この場合、9(5)①から③まで中「第七十五号」とあるには「第七十八号」とすること。
- ③ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。
- ④ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第七十八号イ、口若しくはハの割合及び二の人数(看護体制強化加算(I)に限る)について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合又は人数(看護体制強化加算(I)に限る)については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第1の5に届出を提出しなければならないこと。
- ⑤ 看護体制強化加算(I)を算定するに当たっては、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引事業者として届出がなされていること。
- ⑥ 看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって(I)又は(I)を選択的に算定することができないものであり、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出すること。
- ⑦ 看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものである。

基準ヲ訪問体制強化加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・七十八の二

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービス(看護サービスを除く)の提供に当たる常勤の従業者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く)を2名以上配置していること。
- 回 算定日が属する月における提供回数において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けたものに限る)を併設する場合は、登録者の総数のうち複合型サービス費のイ(1)を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。

解釈訪問体制強化加算について〔第2の9(17)〕

- ① 訪問体制強化加算は、訪問サービス(指定地域密着型サービス基準に規定する訪問サービスのうち訪問 看護サービスを除くものをいう)を担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり 延べ200回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サー ビスの内容を記録しておくこと。
- ② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。
- ③ 「訪問サービスの提供回数」は、暦月ごとに、暦月ごとに、9(3)①ロと同様の方法に従って算定する ものとする。
- ④ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)を併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における登録者のうち同一建物居住者以外の者(「看護小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者」をいう)の占める割合が100分の50以上であって、かつ、①から③の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし、③については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。

<mark>基準</mark> ワ 総合マネジメント体制強化加算

イ(看護小規模多機能型居宅介護費)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・七十九

次のいずれにも該当すること。

1 単位単価 10.17円

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准 看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること
- 看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

解釈|総合マネジメント体制強化加算について〔第2の9(18)〕

- ① 総合マネジメント体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。
- ② 大臣基準告示第七十九号イ及びハについては、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(8)②を 準用する。
 - なお、大臣基準告示第七十九号イに規定する「その他の関係者」とは、保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。
- ③ 大臣基準告示第七十九号ロについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を同様であるので、2(13) ②イ【ロ】を準用する。

なお、大臣基準告示第七十九号ロに規定する「その他の関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいう。また、「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス(例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理)等に関する情報提供をいう

基準、留意事項:指定地域密着型サービス 令和1年(2019年)10月施行版 2020.05. Ver.1



〒001-0010 札幌市北区北10条西4丁目 S C ビル2F TEL 011-792-1811 FAX 011-792-5140

http://sapporo-cmrenkyo.jp/



※ 本資料についてのお問合せは、当会ホームページよりメールにてお願いいたします。